

お 知 ら せ

令和元年5月31日
宇部市総務財務部契約課
宇部市工事検査室

工事検査室が行う工事検査の対象額の見直しについて

このことについて、近年の工事価格の高騰、発注者及び受注者の負担軽減等を考慮し、下記のとおりとしますのでお知らせします。

記

1 工事検査室が行う工事検査の対象工事

【 現 行 】 1 件の請負金額が 300万円以上 の工事

【 見直し後 】 1 件の請負金額が 500万円以上 の工事

2 施行日

令和元年5月29日

※平成31年4月1日以降に契約締結した工事から適用し、平成31年3月31日以前に契約締結した1件の請負金額が300万円以上の工事については従前どおり工事検査室が行う工事検査の対象となります。